## 福岡県共助社会づくり基金実施要領

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県共助社会づくり基金(以下「基金」という。)に係る 事務取扱等に関し、福岡県共助社会づくり基金実施要綱(以下「要綱」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 寄附金に関する事項

(希望を添えることができる寄附金)

- 第2条 要綱第4条第2項に規定する基金の処分に関して寄附者から申し出があった場合は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。) 別表各号に掲げる活動のうち、第1号から第19号までに掲げる活動及び活動区域等に関する寄附者の意向に基づく寄附(テーマ型寄附)として受け入れることができる。
- 2 前項に該当しない寄附金は、福岡県の共助社会づくりを広く支援するための 寄附(普通寄附)として扱うものとする。

(寄附金の積立時期)

第3条 寄附金の積立時期は、原則として4月、7月、10月、3月とする。

## 第3章 補助事業 (ふくおか地域貢献活動サポート事業) に関する事項 (補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、要綱第10 条に規定する福岡県共助社会づくり基金運営委員会により選定された事業とする。
  - (1)協働助成事業(自由提案型) 広く共助社会づくりに寄与する事業として、次条に掲げる団体が企画実施する事業
  - (2) 協働助成事業 (テーマ型) 寄附者の意向に配慮したテーマに基づき、次条に掲げる団体が企画実施する 事業
- 2 前項の規定にかかわらず、本県から補助又は委託を受けている場合若しくは受ける見込みがある場合は補助対象事業としない。

(補助金の交付の対象となる団体)

第5条 補助金の交付の対象となる団体は、補助金の交付のため別に定めるふくお か地域貢献活動サポート事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。) に規 定する団体とする。 (情報公開等)

- 第6条 知事は、基金に関する県民の理解及び協力を得るため、寄附者の意向を 確認のうえ、寄附の状況を公開するなど必要な広報活動を行うものとする。
- 2 補助金の交付を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、知事が補助金の交付の対象となる事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。
- 3 補助団体は、事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、 広く県民に情報公開しなければならない。

(その他)

第7条 補助団体は、この要領のほか、福岡県補助金等交付規則(昭33年福岡県規則第5号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。